

議案第 8 号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

道路占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例（平成 1 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中「270」を「280」に、「420」を「440」に、「570」を「590」に、「240」を「250」に、「390」を「410」に、「540」を「560」に、「24」を「25」に、「140」を「150」に、「490」を「510」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の部金額の欄中「14」を「15」に、「22」を「23」に、「29」を「30」に、「44」を「46」に、「59」を「61」に、「140」を「150」に、「290」を「300」

に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項金額の欄中「490」を「510」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項金額の欄中「240」を「250」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部金額の欄中「390」を「410」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項金額の欄中「490」を「510」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項金額の欄中「490」を「510」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新		旧																																																																							
<p>第1条及び第2条 略 (占用料の減免)</p> <p>第3条 町長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第6条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>		<p>第1条及び第2条 略 (占用料の減免)</p> <p>第3条 町長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第6条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td rowspan="8">き1年</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>その他柱類</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及</td> <td>1個につき</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件		占用料		単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	280	第2種電柱	き1年	440	第3種電柱	590	第1種電話柱	250	第2種電話柱	410	第3種電話柱	560	その他柱類	25	略	略	略	路上に設ける変圧器	1個につき	250	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	150	変圧塔その他これに類するもの及	1個につき	510	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td rowspan="8">き1年</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>その他柱類</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及</td> <td>1個につき</td> <td>490</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件		占用料		単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	270	第2種電柱	き1年	420	第3種電柱	570	第1種電話柱	240	第2種電話柱	390	第3種電話柱	540	その他柱類	24	略	略	略	路上に設ける変圧器	1個につき	240	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	140	変圧塔その他これに類するもの及	1個につき	490
占用物件				占用料																																																																					
		単位	金額																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	280																																																																						
	第2種電柱	き1年	440																																																																						
	第3種電柱		590																																																																						
	第1種電話柱		250																																																																						
	第2種電話柱		410																																																																						
	第3種電話柱		560																																																																						
	その他柱類		25																																																																						
	略		略	略																																																																					
	路上に設ける変圧器		1個につき	250																																																																					
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	150																																																																						
変圧塔その他これに類するもの及	1個につき	510																																																																							
占用物件		占用料																																																																							
		単位	金額																																																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	270																																																																						
	第2種電柱	き1年	420																																																																						
	第3種電柱		570																																																																						
	第1種電話柱		240																																																																						
	第2種電話柱		390																																																																						
	第3種電話柱		540																																																																						
	その他柱類		24																																																																						
	略		略	略																																																																					
	路上に設ける変圧器		1個につき	240																																																																					
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	140																																																																						
変圧塔その他これに類するもの及	1個につき	490																																																																							

	び公衆電話 所				び公衆電話 所		
	略	略	略		略	略	略
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>510</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>490</u>
法第32 条第1項 第2号に 掲げる 物件	略	長さ1メートル	略	法第32 条第1項 第2号に 掲げる 物件	略	長さ1メートル	略
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	<u>15</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	<u>14</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>22</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>30</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>29</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>46</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>44</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>61</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>59</u>
	略		略		略		略
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>140</u>

	外径が1メートル以上のもの			<u>300</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>290</u>
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>510</u>		法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>490</u>
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>250</u>		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>240</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	略	略	略	略	略	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	略	略	略
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年		<u>410</u>	略	第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	<u>390</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>510</u>		令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>490</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>510</u>		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>490</u>

備考
略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

備考
略